

一般競争入札公告

沖縄県衛生環境研究所が発注する物品について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年7月8日

沖縄県衛生環境研究所長 久高 潤

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：業務用自動車の賃貸借契約
- (2) 契約内容：業務用自動車の賃貸借（1台）を行うその詳細は、入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入場所：沖縄県衛生環境研究所（うるま市兼箇段17番地1）
- (4) 契約期間：令和8年8月1日～令和13年7月31日（60か月）
- (5) その他：本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）第2条第1号の規定に基づく長期継続契約であり、契約期間に関わらず本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る県の歳入歳出予算に減額又は削除があった場合には本契約を解除する。

2 一般競争入札参加資格の要件

- (1) 法人であり、令和8年4月1日現在において営業年数が3年以上であること。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (3) 車両の賃貸に関し、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは県内の地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を2回以上締結していること。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 競争入札参加資格登録申請の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (5) 次に掲げるものに該当する者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団員等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団員等反社会勢力に属する者がいる者
- (6) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がある者。

4 入札参加資格の申請方法等

この競争入札に参加を希望する者は、次の関係書類を指定期限までに指定場所へ持参又は書留郵便により提出すること。関係様式は沖縄県ホームページに掲載する。

また提出された書類に不備等がある場合は受付期間内のみ補正することを認める。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格登録申請書（第1号様式）
- ② 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ③ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは県内の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を証する書類（第2号様式）
- ④ 県税に関し滞納がないことを示す証明書

(2) 申請書類の提出場所

沖縄県衛生環境研究所 企画管理班 総務
〒904-2241 沖縄県うるま市字兼箇段17番地1
電話番号 098-987-8211

(3) 申請書類の提出期限

令和8年7月8日（月曜日）から令和8年7月17日（金曜日）までの
午前9時から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

5 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和8年7月21日（月曜日）までにFAX等により通知する。

6 入札参加資格の有効期間

この公告に基づき入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問がある場合は、次の期間までに第3号様式で行うこと、

(1) 質問期限及び提出場所

- ① 質問期限：令和8年7月15日（水曜日）午後5時までに持参又はFAXにて提出すること。
- ② 提出場所：4（2）と同じ

(2) 質問への回答

令和8年7月16日（木曜日）までに沖縄県ホームページに掲載する。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行場所 沖縄県衛生環境研究所 2階会議室

沖縄県うるま市字兼箇段17番地1

(2) 入札執行日時 令和8年7月24日（金曜日）午前11時00分

9 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10%に相当する消費税額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等にかかわる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の

110分の100に相当する金額（税抜き価格）を入札書に記載すること。入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に、1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額で申込があったものとする。

1 0 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは県内の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

1 1 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

1 2 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約ができるものとする。

1.3 入札に関する注意事項

- (1) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (2) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

1.4 契約の締結

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

1.5 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは県内の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結しかつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

1.6 その他留意事項

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加資格の申請等に係る費用は、申請者の負担とする。